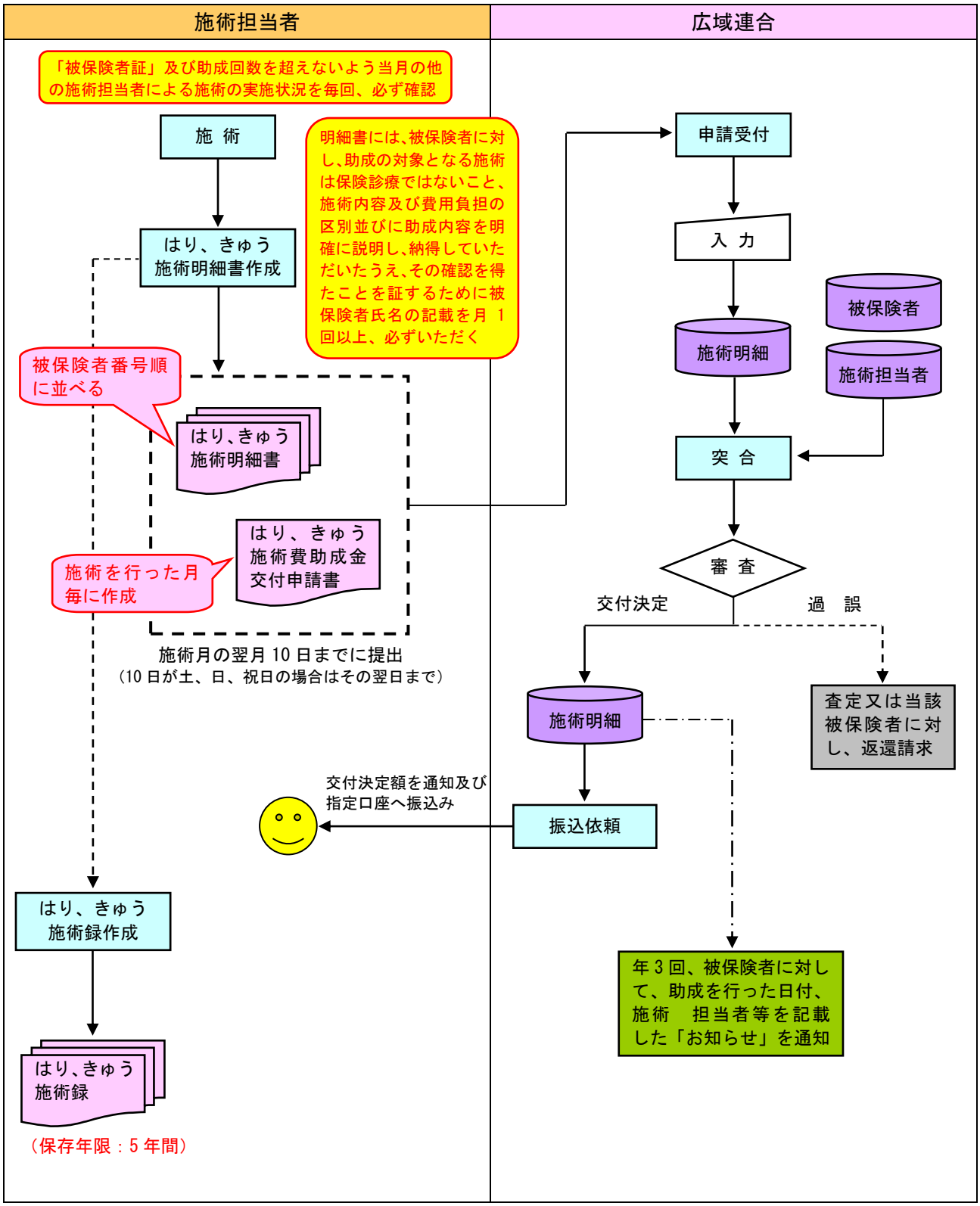
施術担当者
広域連合
「被保険者証」及び助成回数を超えないよう当月の他の施術担当者による施術の実施状況を毎回、必ず確認
施 術
明細書には、被保険者に対し、助成の対象となる施術は保険診療ではないこと、施術内容及び費用負担の区別並びに助成内容を明確に説明し、納得していただいたうえ、その確認を得たことを証するために被保険者氏名の記載を月 1 回以上、必ずいただく
はり、きゅう 施術明細書作成
被保険者番号順に並べる
はり、きゅう 施術明細書
はり、きゅう 施術費助成金 交付申請書
施術を行った月毎に作成
施術月の翌月 10 日までに提出
（10 日が土、日、祝日の場合はその翌日まで）
はり、きゅう 施術録作成
はり、きゅう 施術録
（保存年限：5 年間）
申請受付
入 力
施術明細
被保険者
施術担当者
突 合
審 査
交付決定
過 誤
施術明細
査定又は当該被保険者に対し、返還請求
交付決定額を通知及び指定口座へ振込み
振込依頼
年 3 回、被保険者に対して、助成を行った日付、施術 担当者等を記載した「お知らせ」を通知